

# 熊本県立かもと稲田支援学校同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、熊本県立かもと稲田支援学校同窓会とする。

第2条 本会の会員は、熊本県立菊池支援学校高等部山鹿分教室及び熊本県立かもと稲田支援学校卒業生（在籍したものを含む）と、その保護者のうち、入会を希望した者をもって会員とする。また、趣旨に賛同した者は、入会申し込みをもって賛助会員とする。

## 第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに学校との連携を密にし、卒業生の家庭生活・社会生活、余暇活動等を豊かにして、生涯にわたる心身の健全な育成を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流に努める
- (2) 学校行事（運動会、学校祭等）に対する支援活動
- (3) 就労および各施設等の情報提供
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第4章 役員および任務

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）・・・卒業生
- (2) 理事長（1名）・・・保護者
- (3) 副会長（1名）・・・卒業生
- (4) 副理事長（1名）・・・保護者

第6条 会長、理事長、副会長、副理事長は役員会において選出し、総会の承認を受ける。

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条 役員任期は次のとおりである。

- (1) 会長は、本会を代表するとともに会務を総括する。
- (2) 会長は、役員その他に会員の中から各期卒業生保護者代表1名を選出し、各期卒業生の連絡調整を行うとともに役員会を招集し、意見を求めることができる。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、有事の際には会長に代わってその職務を代行する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合はこれを代行する。

## 第5章 事務局

第9条 本会の事務局を熊本県立かもと稲田支援学校内に置く。

第10条 事務局に次の役職を置く

- (1) 顧問（1名）原則として、当該年度の熊本県立かもと稲田支援学校の校長とする。

(2) 庶務（1名）熊本県立かもと稲田支援学校の職員の中から顧問が指名する。

#### 第11条 事務局の職務

(1) 顧問は、本会の円滑な運営について助言を行う。

(2) 庶務は、本会の庶務にあたる。

### 第6章 運営（総会・役員会）

#### 第12条 本会に次のとおり総会を置く。

(1) 総会は、会員をもって構成する。

(2) 総会は、事業計画ならびに役員承認およびその他重要事項の審議を行う。

#### 第13条 本会に次のとおり役員会を置く

(1) 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(2) 役員会は、会長、理事長、副会長、副理事長及び事務局をもって構成し、提案事項を討議する。

### 第7章 その他

#### 第17条 本会則の会則は、総会の決議をもって変更することができる。

#### 附則

本会則は、平成29年6月25日に制定する。

平成29年6月25日に施行する。

本会則は、令和3年12月1日に制定する。

平成3年12月1日に施行する。

本会則は、令和5年1月31日に制定する。

令和5年1月31日に施行する。